

令和4年度第3回

小金井市都市計画審議会会議録

令和4年度第3回

小金井市都市計画審議会会議録

- 日時 令和4年11月22日（火曜日）午後2時～午後3時
- 場所 小金井市役所本庁舎 第一会議室
- 案件 1 小金井都市計画ごみ処理場の変更について（付議）
2 小金井都市計画用途地域の変更について（付議）

出席委員 16名

会長 8番 市古太郎

委員 1番 高橋金一 2番 沖浦あつし

4番 邊見隆士 5番 金子秀之

6番 古畑俊男 7番 鈴木則幸

9番 遠藤百合子 10番 安田けいこ

11番 片山かおる 13番 五十嵐京子

15番 羽根知秀 16番 本間紀行

（代理 田中交通課長）

17番 宮下誠 18番 水上洋志

19番 飯泉和久

欠席委員 2名

12番 林博志 14番 土屋丈

※3番 欠番

傍聴者 3名

出席説明員

市長職務代理者 小澤賢治

都市整備部長 若藤実 環境部長 柿崎健一

都市計画課長 田部井一嘉 ごみ対策課長 今井哲也

ごみ処理施設担当課長 鈴木茂哉 ごみ対策課係長 高橋航

ごみ対策課主任 山下恒夫

事務局職員出席者

| | | | |
|---------|---------|-----------|---------|
| 都市計画課係長 | 片 上 昌 芳 | 都市計画課専任主査 | 佐 藤 知 一 |
| 都市計画課主任 | 関 口 雅 也 | 都市計画課主事 | 西 牧 真 衣 |
| 都市計画課主事 | 川 本 滋 裕 | | |

【田部井都市計画課長】 こんにちは。それでは、定刻になりましたので、令和4年度第3回小金井市都市計画審議会を開会いたします。本日は、御多忙中のところ御出席いただきまして、ありがとうございます。

初めに、委員の出席状況について御報告申し上げます。審議会委員19名中17名の御出席をいただいております。小金井市都市計画審議会条例第7条第2項の規定により、半数以上の出席を得ておりますので、会議は成立していることを御報告申し上げます。また、林委員、土屋委員は、本日、御都合により欠席されるとの御連絡をいただいております。

申し遅れましたが、私は事務局を担当しております都市計画課長の田部井でございます。よろしくお願いいたします。

本題に入る前に何点か説明させていただきます。まず、座席についてですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、間隔を空けるようにしております。マスクの着用と併せて御協力をお願いいたします。また、お車でいらしている方で、まだ駐車券をお持ちの方はいらっしゃいますでしょうか。

(駐車券回収)

【田部井都市計画課長】 それでは、本日の資料を確認させていただきます。

皆様の席に本日配付しております「令和4年度第3回小金井市都市計画審議会次第」、A4が1枚、都市計画審議会委員名簿、A4が1枚、参考資料3「小金井市のごみ収集量実績（過去5年間）」A4が1枚、参考資料4「小金井市清掃関連施設整備工事（資源物処理施設）工程表」A4が1枚と、事前に送付しております資料1「案件1 小金井都市計画ごみ処理場の変更について（付議）」が全部で4枚の図書でございます。1枚目がA4の計画書、2枚目が大きいA1の総括図、3枚目がA4の計画図と、4枚目が都市計画の案の理由書です。続きまして、資料2「案件2 小金井都市計画用途地域の変更について（付議）」は全部で6枚の図書でございます。1枚目がA4の計画書、2枚目が新旧対照表、3枚目が変更概要、4枚目がA1の総括図、5枚目がA4の計画図、6枚目が都市計画の案の理由書です。続きまして、資料3は案件1、資料4は案件2について、都市計画法第17条に基づく都市計画案を縦覧した際の意見書の要旨、それぞれA4ホチキス留めでございます。続きまして、参考資料1が「資源物処理施設の整備に係る都市計画変更について」、A4ホチキス留めが1部、参考資料2が「小金井市清掃関連施設整備基本

計画概要版」のA4の冊子が1部です。資料が多くなっておりますが、不足等がございましたらお申し出ください。よろしいでしょうか。

それでは、小金井市長職務代理人、副市長の小澤より御挨拶申し上げます。

【小澤市長職務代理人】 皆様、こんにちは。ただいま小金井市長の職務代理を務めております副市長の小澤と申します。現在、市長が不在となっておりますので、本日は私のほうから最初の御挨拶をさせていただきます。まず、都市計画審議会委員の皆様におかれましては、日頃から小金井市の都市計画行政に御理解、御協力を賜りまして誠にありがとうございます。本日は2件、審議をお願いしたいと思います。

1点は、小金井都市計画ごみ処理場の変更について、もう1点は、小金井都市計画用途地域の変更について、この2点について御審議をいただく予定となっております。

案件の内容につきましては、この後、担当から御説明をさせていただきますので、皆様におかれましては、御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

今後とも、本市の都市計画行政に御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが冒頭の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【田部井都市計画課長】 ありがとうございます。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。2、委員紹介でございます。

令和4年8月12日に開催した前回の都市計画審議会以降、学識経験のある委員の任期満了に伴う一部改選がございまして、新たに審議会委員に御就任いただいた方がおられますので、改めまして、委員全員を御紹介させていただきます。

委員の御紹介につきましては、前列窓側から順次御紹介させていただきます。

まず初めに、高橋委員でございます。農業委員会会長をされております。平成30年10月1日から委員に御就任いただいております。

【高橋委員】 高橋金一です。どうぞよろしくお願いいたします。

【田部井都市計画課長】 沖浦委員でございます。市議会議員をされておられ、令和3年4月16日から委員に御就任いただいております。

【沖浦委員】 沖浦です。よろしくお願いいたします。

【田部井都市計画課長】 邊見委員でございます。首都高速道路株式会社の常務執行役員でございまして、令和2年10月1日から委員に御就任いただいております。

【邊見委員】 邊見でございます。よろしくお願いいたします。

【田部井都市計画課長】 金子委員でございます。東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課長でございまして、令和3年5月18日から委員に御就任いただいております。

【金子委員】 金子でございます。よろしくお願いいたします。

【田部井都市計画課長】 古畑委員でございます。市議会議員をされており、令和3年4月16日から委員に御就任いただいております。

【古畑委員】 古畑でございます。本日は私用により、14時55分ぐらいに中座させていただきます。申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

【田部井都市計画課長】 鈴木委員でございます。東京むさし農業協同組合理事をされており、令和2年6月26日から委員に御就任いただいております。

【鈴木委員】 鈴木です。よろしくお願いいたします。

【田部井都市計画課長】 市古委員でございます。東京都立大学で都市計画や都市防災を御専門とされており、令和4年10月1日から委員に御就任いただいております。

【市古委員】 初めまして、市古でございます。よろしくお願いいたします。

【田部井都市計画課長】 遠藤委員でございます。市議会議員をされており、令和3年4月16日から委員に御就任いただいております。

【遠藤委員】 遠藤です。よろしくお願いいたします。

【田部井都市計画課長】 安田委員でございます。市議会議員をされており、令和3年4月16日から委員に御就任いただいております。

【安田委員】 安田です。よろしくお願いいたします。

【田部井都市計画課長】 片山委員でございます。市議会議員をされており、令和3年4月16日から委員に御就任いただいております。

【片山委員】 片山です。よろしくお願いいたします。

【田部井都市計画課長】 林委員でございます。東京都北多摩南部建設事務所長でございまして、令和3年4月1日付の人事異動に伴い、委員に御就任いただいております。本日は御都合により欠席でございます。

五十嵐委員でございます。市議会議員をされており、令和3年4月16日から委員に御就任いただいております。

【五十嵐委員】 五十嵐です。よろしくお願いいたします。

【田部井都市計画課長】 土屋委員でございます。小金井市商工会から御推薦をいただき、令和2年10月1日から委員に御就任をいただいております。本日は御都合により、御欠席でございます。

羽根委員でございます。小金井警察署長でございます。令和4年2月18日から委員に御就任いただいております。本日は御都合により、交通課長の田中様に代理で御出席いただいております。

【羽根委員代理（田中）】 代理で来ました田中です。よろしくお願いいたします。

【田部井都市計画課長】 本間委員でございます。商工会員理事をされており、令和2年10月1日から委員に御就任いただいております。

【本間委員】 本間紀行です。よろしくお願いいたします。

【田部井都市計画課長】 宮下委員でございます。市議会議員をされており、令和3年4月16日から委員に御就任いただいております。

【宮下委員】 宮下でございます。よろしくお願いいたします。

【田部井都市計画課長】 水上委員でございます。市議会議員をされており、令和3年4月16日から委員に御就任いただいております。

【水上委員】 水上です。よろしくお願いいたします。

【田部井都市計画課長】 飯泉委員でございます。小金井消防署長でございます。令和4年4月1日から委員に御就任いただいております。

【飯泉委員】 飯泉です。よろしくお願いいたします。

【田部井都市計画課長】 以上で委員の紹介を終わらせていただきます。

なお、皆様の席次につきましては、後ほどお諮りいたしますので、ただいまは仮の席として議席番号順に御着席をいただいておりますことを御了承ください。続きまして、市理事者、事務局を紹介させていただきます。

小金井市長職務代理者の小澤でございます。

【小澤市長職務代理者】 よろしく申し上げます。

【田部井都市計画課長】 都市整備部長の若藤でございます。

【若藤都市整備部長】 よろしく申し上げます。

【田部井都市計画課長】 環境部長の柿崎でございます。

【柿崎環境部長】 よろしく申し上げます。

【田部井都市計画課長】 ごみ対策課長の今井でございます。

【今井ごみ対策課長】 よろしく願いいたします。

【田部井都市計画課長】 ごみ処理施設担当課長の鈴木でございます。

【鈴木ごみ処理施設担当課長】 よろしく願いいたします。

【田部井都市計画課長】 そのほか、事務局員でございます。

続きまして、3、会長選出でございます。本日は、会長の任期満了後、初めての審議会のため、会長が不在となっております。会長選出までの議事につきましては、座長に進行していただくこととなりますが、座長につきまして、慣例により、学識経験のある委員の中で、小金井市都市計画審議会に長期にわたり就任していただいている方をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【田部井都市計画課長】 ありがとうございます。御異議なしとのことでございますので、僭越でございますが御指名をさせていただきます。

高橋委員には長期間にわたり本委員会の委員に就任していただいておりますので、座長をお願いいたします。高橋委員、座長席へお願いいたします。

【高橋座長】 ただいま座長に指名いただきました高橋金一でございます。会長が選出されるまでの間、私が座長を務めさせていただきます。

早々ですが、議事に入らせていただきます。会長の選出について、事務局より説明をいただければと思います。

【田部井都市計画課長】 会長の選出につきましては、小金井市都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、「会長は、第3条第1項第1号の委員（学識経験のある者）のうちから、委員の選挙により定める」となっておりますため、学識経験委員6名の中から選挙により選出させていただきます。

【高橋座長】 ありがとうございます。会長の選出は学識経験委員の中から選挙で行うということですが、選挙の方法について事務局より提案があればお願いいたします。

【田部井都市計画課長】 選挙の方法につきましては、これまでは指名推選で選出いただいております。

【高橋座長】 選挙の方法について事務局から提案がありましたが、前例に従いまして、指名推選でいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【高橋座長】 異議なしとのことでございますので、指名推選といたします。

それでは、どなたか推薦をお願いいたします。

【邊見委員】 市古委員が、東京都立大学で都市計画や都市防災を専門とされていて、適任ではないかと思えます。推薦をさせていただきます。

【高橋座長】 ただいま、会長に市古委員が推薦されましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【高橋座長】 異議なしとのことでございますので、市古委員を会長に選出させていただきます。それでは、会長が決まりましたので、座長の任を終了させていただきます。皆様の御協力に感謝申し上げます。

【田部井都市計画課長】 高橋委員、ありがとうございました。会長が選出されましたので、市古委員は会長席のほうへお願いいたします。それでは、市古会長から就任の御挨拶を頂戴いただければと思います。

【市古会長】 それでは改めまして、東京都立大学の市古と申します。都市計画審議会の会長ということで選出をいただきました。

小金井市との関わりに関して申し上げますと、都市計画マスタープランで、とりわけ都市防災という視点から、特に市民の皆さんや委員の御意見をしっかり反映させたいということで、実は東京都の広域避難場所、それから、地域危険度はつい2か月前に新しいものが公表されましたけれども、そういった地域危険度にも反映できるような、そんなまちづくりをとということで提案というか貢献させていただきました。

それから、都市計画審議会の経験で少しだけ申し上げさせていただくと、現在、稲城市、それから、町田と八王子で都市計画審議会のほうに関わらせていただいております。そういった経験も生かしつつも、小金井らしいというか、小金井の街の発展のために少しでも貢献させていただければというふうに思っております。どうぞよろしく申し上げます。

【田部井都市計画課長】 ありがとうございました。会長が選出されましたので、次第に従いまして進行させていただきます。

本日御審議いただきます案件、付議2件を小金井市長職務代理者の小澤から読み上げさせていただきます。

【小澤市長職務代理者】 小金井市都市計画審議会会長、市古太郎様。

小金井市都市計画審議会条例第1条の規定により、次の事項について審議会に付議いたします。

1、小金井都市計画ごみ処理場の変更について（付議）

2、小金井都市計画用途地域の変更について（付議）

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

【田部井都市計画課長】 ありがとうございます。ここで、小金井市長職務代理者の小澤は公務のため退席させていただきます。付議が終了いたしましたので、ここからは市古会長に審議会の進行をお願いいたします。

【市古会長】 それでは、ただいまから、令和4年度第3回小金井市都市計画審議会の議事を進めさせていただきます。

議題に先立ちまして、先ほど事務局から、委員の皆様の席次について、仮の席であるという御説明がありました。現在は議席番号順に御着席いただいているということでしたが、これについて、まずお諮りしたいと思います。現在の議席番号順の席次ということでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【市古会長】 異議なしという声をいただきましたので、現在の席で進めさせていただきます。

次に、会長職務代理者の指名をさせていただきます。小金井市都市計画審議会条例第5条第3項の規定により、「会長に事故があるときは、会長のあらかじめ指名する委員が、その職務を代理する」となっております。この規定に基づきまして、私のほうから指名させていただきます。学識経験者の中でも、都市計画に関する知識と経験が豊富で、前職務代理者でもある邊見委員に引き続きお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【市古会長】 御異議がないようですので、お願いいたします。邊見委員、一言お願いいたします。

【邊見委員】 職務代理に御指名をいただきました邊見でございます。会長を支えて、会の運営に少しでもお役に立てればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【市古会長】 よろしく願いいたします。それでは、お手元に差し上げております

次第に従いまして進行させていただきます。

本日御審議いただく案件は、付議2件でございます。本日の案件は、貫井北町の間処理場敷地に整備する資源物処理施設に関する都市計画変更で、案件（1）は「小金井都市計画ごみ処理場の変更について」、案件（2）は「小金井都市計画用途地域の変更について」でございます。

都市計画の案件は2つございますが、双方が関連しておりますので、説明と審議は一括して行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【市古会長】 ありがとうございます。それでは、そのように進めさせていただきます。では、案件（1）「小金井都市計画ごみ処理場の変更について」及び案件（2）「小金井都市計画用途地域の変更について」、事務局より説明をお願いいたします。

【若藤都市整備部長】 それでは、資源物処理施設の整備に係る都市計画変更について御説明をさせていただきます。おおむね20分を予定してございます。よろしくお願いいたします。

初めに、小金井市清掃関連施設整備事業について、概要を御説明いたします。

市を取り巻く状況と課題でございます。昭和61年度にごみ処理量の削減、最終処分場の延命化、資源の有効な再利用を目的として不燃系ごみ（燃やさないごみ、粗大ごみ等）の破碎・選別処理を行う中間処理場を建設しております。また、家庭から排出されるごみの重量の約2割から3割、容積で約6割を占める容器包装廃棄物について、リサイクルの促進等により廃棄物の減量化を図るとともに、資源の有効利用を図る目的で制定された容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、いわゆる容器包装リサイクル法に係る必要な措置として、空き缶とペットボトルの資源化を図ることを目的に、庁舎建設予定地に空き缶・古紙等処理場を平成8年度、9年度にかけて暫定的に設置をしております。

その後、それぞれの施設で処理を行ってまいりましたが、中間処理場の目標耐用年数が近づいていること、また、空き缶・古紙等処理場は暫定施設として設置した施設であることから、施設更新の必要性が生じてきたところでございます。このため、不燃・粗大ごみ、資源物の処理について、循環型社会の形成に資する施設の再配置を進め、適正処理の維持を図ることを目的として、小金井市清掃関連施設整備基本計画を平成29年度に策定した

ものでございます。本基本計画については、参考資料2として概要版をお配りしてございます。

続きまして、施設配置の考え方を御説明させていただきます。清掃関連施設整備基本計画においては、まず、建設予定地について、極力住宅に接していないことや幹線道路へのアクセスを考慮して、東町の二枚橋焼却場跡地と貫井北町の間処理場敷地を候補地として、候補地周辺の町会の代表者の方々との協議や、学識経験や公募市民等で構成された会議体での議論を経て、市の責任において2つの敷地を建設予定地としております。

また、燃やすごみを除いたごみについては処理品目を検討し、ごみの積替えを行い、処理を資源化処理事業者に委託する、燃やさないごみ、粗大ごみ、布を受け入れる施設を整備し、もう一つは、ごみの選別、再生利用可能なものの圧縮を行い、生成物を資源化処理事業者に引き渡す、プラスチックごみ、空き缶、ペットボトル、びんを受け入れる施設を整備すると定めています。

以上のような検討を重ね、二枚橋焼却場跡地に、燃やさないごみ、粗大ごみ、布を受け入れる施設、中間処理場敷地に、プラスチックごみ、空き缶、ペットボトル、びんを受け入れる施設を整備するものでございます。今回の都市計画変更の対象となるのは、このうち中間処理場敷地に整備する資源物処理施設が対象となっております。

続いて、都市施設について御説明いたします。都市施設とは、都市計画運用指針では、「円滑な都市活動の確保と良好な都市環境の保持の役割に加え、都市の骨格を形成し、市街地を性格付けることに効果を持つ」と位置づけられています。また、都市施設には幾つか種類がございまして、都市計画法第11条に列記されております道路や都市高速鉄道、公園、緑地、下水道、汚物処理場などが該当いたしますが、今回は、ごみ焼却場その他の供給施設または処理施設のうち、ごみ処理施設が対象でございます。

どのようなものがごみ処理施設としての都市計画決定を必要とするかは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定められております。規定では、「市町村は、一般廃棄物の処分を行うために、一般廃棄物処理施設を設置しようとするときは、都道府県知事に届け出なければならない」、また、「政令で定めるごみ処理施設は、一日当たりの処理能力が5トン以上のごみ処理施設とする」となっており、以上の要件に資源物処理施設が該当するため、都市計画を変更いたします。

続いて、用途地域について御説明いたします。用途地域とは、計画的な市街地を形成

するために、用途に応じて13地域に分けられたエリアのことで、用途地域によって建築できる建物が定められています。なお、ごみ処理施設に関する留意事項として、次のような事項がございます。都市計画運用指針では、用途地域が指定されている区域においては、工業系の用途地域に設置することが望ましいとされています。また、小金井市用途地域等に関する指定方針及び指定基準では、準工業地域に指定すべき区域を、水道、下水道、ごみ焼却場等の供給処理施設の立地する区域または電車操車場等の区域としております。以上を踏まえて、今回都市計画変更をするものでございます。

続いて、小金井市都市計画マスタープランにおける位置づけについて御説明をいたします。ごみ処理場については、「貫井北町の資源物処理施設は、整備を進め、効率性・経済性に優れ、環境と安全に十分配慮し、市民に開かれた、安全・安心・安定的な適正処理を推進します」と位置づけています。また、用途地域については、「資源物の適正処理及び良好な都市環境の形成を図るため、用途地域の変更など適切な土地利用を推進します」と位置づけています。

続いて、都市計画の変更内容について御説明いたします。現状の中間処理場の敷地については、①都市施設、ごみ処理場が都市計画決定されています。名称が小金井市粗大不燃ごみ処理場、面積が約0.4ヘクタールとなっております。また、②用途地域については、第一種住居地域、建蔽率60%、容積率200%となっております。変更案としては、①都市施設、ごみ処理場、名称を小金井市資源物処理施設、面積を約0.5ヘクタールといたします。また、②用途地域については、準工業地域といたします。建蔽率、容積率については変更いたしません。

それでは、都市計画変更の内容について、順に御説明いたします。初めに、ごみ処理場の都市計画変更についてでございます。当時の都市計画決定については画面を御覧ください。昭和58年度、都市計画決定をしております。名称は第1号小金井市粗大不燃ごみ処理場、位置は小金井市貫井北町一丁目地内、面積は約0.4ヘクタールでございます。その他備考として、処理能力が5時間で30トンとなっておりますが、こちらは破碎機の処理能力の概算値でございます。都市計画決定の理由については、粗大ごみ及び不燃ごみの適切な処分を推進するため、ごみの減容及び資源の再利用を図り、もって都市環境衛生の向上に資するとしておりました。

続いて、今回の都市計画変更について御説明いたします。施設整備基本計画に基づき、

処理品目が変更となったことや、J Rから用地を取得するなど事業区域が一段落したこと
から、名称を第1号小金井市資源物処理施設、面積は約0.5ヘクタールに変更いたしま
す。区域については、敷地西側は都市計画道路の計画線と重複しないよう都市計画道路境
とし、そのほかは、道路や西武バス、J Rとの敷地境界としております。位置は小金井市
貫井北町一丁目地内で変更はございません。その他備考として、処理能力が5時間で25.
9トンとなっておりますが、こちらはプラスチックごみ、空き缶、ペットボトル、びんの
1日当たりの搬入量に基づく、施設としての処理能力の概算値でございます。都市計画変
更の理由については、耐用年数が近づいており、施設更新の必要が生じたため、プラステ
ックごみ、空き缶、ペットボトル、びん、金属の処理等を行う資源物処理施設として整備
することとなったことによります。

続いて、画面にお示ししているのは、令和4年7月末まで稼働していた当時の中間処
理場の空中写真でございます。写真上部が北になります。敷地北西側はストックヤードと
して、コンテナやドラム缶の置場として利用しておりました。敷地北東側は事務所棟とし
て、市職員の事務室、見学者ホールや研修室を設けておりました。敷地南東側は市内で収
集された燃やさないごみや粗大ごみの破碎処理、また、プラスチックごみの積替えを行っ
ておりました。現在は、令和5年5月を予定している資源物処理施設の新設工事に向けて、
順次解体を進めております。

続いて、画面にお示ししているのは、資源物処理施設の現時点の配置図でございます。
今回は、建物を敷地中央に配置し、ごみ関連車両は敷地の北東側から入退出いたします。
建物内への入退出は敷地南側とすることで、場外に収集車両が滞留することがないよう考
えております。また、敷地の北西側に見学者用の出入口を設けることで、収集車両との交
錯を解消するものと考えております。さらに、同じく敷地北西側に、災害時に出る瓦礫等
を保管するため、地面を舗装した災害廃棄物一時保管場所を設けております。こちらにつ
いては、平時は市民の皆さんに活用していただく想定で、現時点ではバスケットコート
を考えておりますが、今後さらに検討を進めてまいります。緑地については、東京都や小
金井市の基準にのっとり、必要な面積を確保しますが、1階では車両動線の確保が必要た
め、不足分は屋上緑化を行う予定でございます。

続いて、画面にお示ししているのは、資源物処理施設の現時点のパス図ございま
す。

続いて、今回の都市計画変更の用途地域について御説明いたします。画面の左側が現在の状況でございます。対象地は第一種住居地域でございますが、画面右側のとおり、準工業地域に変更いたします。変更の区域、面積は都市施設に合わせております。建蔽率、容積率については、冒頭にも御説明させていただきましたが、変更はなく、建蔽率60%、容積率200%でございます。用途地域の変更によって、騒音や振動の規制基準が一般的には緩和されてしまいますが、施設整備基本計画での公害防止策として、規制基準値を第一種住居地域の基準値を遵守することとして施設を設計しています。

最後に、都市計画策定の経緯と今後の予定でございます。都市計画変更も含めた資源物処理施設の基本設計説明会を本年6月25日の土曜日に中間処理場で行いました。参加者は17名で、当日は都市計画に係る御質問として、騒音の規制基準についていただいております。その下、東京都との協議については、都市施設、用途地域共に意見がない旨の協議結果を得ております。また、その下、都市計画法第17条に基づく都市計画の案の公告・縦覧につきましては、10月17日から10月31日までの2週間行い、意見書については、1通提出されております。意見書に対する市の見解は後ほど説明をさせていただきます。その下になります。本日の都市計画審議会の議を経て答申をいただき、変更の告示を行う予定でございます。

以上で、資源物処理施設の整備に係る都市計画変更について説明を終わらせていただきます。

それでは、先ほど触れました意見書につきまして、改めて御説明いたします。小金井市都市計画ごみ処理場の変更及び小金井市都市計画用途地域の変更に係る都市計画の案を令和4年10月17日から31日までの2週間、公衆の縦覧に供したところ、1通の意見書の提出がございました。2つの案件に対して御意見をいただいたため、資料3と資料4の資料が2つございますが、同様の記述となっております。また、用途地域の変更に対する御意見の意味合いが強いように推測されますので、資料4を用いて御説明をさせていただきます。今回は、意見書1通でございますので、全文を読み上げさせていただきます。

それでは、資料4、意見書の要旨を御覧ください。意見書の要旨の2の1、都市計画に関する意見といたしまして、(1)用途地域の変更は、周辺に不動産を所有する地権者の資産価値に直接影響を及ぼすものであり、日本国憲法が定める所有権の不可侵を侵害するおそれが大きい。よって、本件のように永年用途地域を第一種住居地域と定めたものに

対して変更をしてはならない。都市計画審議会の越権行為であり、違法である。

(2) 本地域は、そもそも東京都知事が特別に許可して、本来であれば、ごみ中間処理場を建設することは不可であった場所にごみ中間処理場を建設したものであり、現状以上に周辺地権者の権利を侵害する決定ないし行為が許されるものではないという意見をいただきました。

これに対する市の見解といたしましては、その隣になります。(1) 都市計画制度は、国民の財産権に対して制限を課す一面もあるため、その都市計画の妥当性を十分確保する必要があり、都市計画法で決定手続が規定されています。また、都市計画法は、既に決定されている都市計画を変更することも許容しています。本都市計画変更においても、説明会の開催、東京都知事との協議、公告及び案の縦覧の後、都市計画審議会の議を経るなど、手続については、都市計画法にのっとり適切に進めてまいります。

(2) 現在の中間処理場は、建築基準法第48条ただし書の許可を得て建築しておりますが、小金井市用途地域等に関する指定方針及び指定基準では、用途地域の見直しについて、既成市街地の機能更新等を効果的かつ円滑に進めるため、都市計画事業等の進捗状況に応じ、適時適切に用途地域等を見直すとしています。都市計画は、適正な制限の下に土地の合理的な利用が図られるべきであり、本都市計画変更は、都市施設の変更と併せて、土地利用の観点から検討し、用途地域を変更するものですとお示しをしております。

意見書の要旨につきましては、以上になります。これで終わります。

【市古会長】 ありがとうございます。事前に配付していただいた資料を拝見して、議論を深めるために、幾つか資料まとめていただくようお願いしておりました。既に2018年の整備基本計画については言及もいただいているところですが、事務局から、本日机上配付された参考資料3「ごみ収集量の実績について」と、参考資料4「清掃関連施設整備工事」、追加の説明をお願いいたします。

【鈴木ごみ処理施設担当課長】 ごみ処理施設担当課長でございます。順次、御説明をさせていただきます。

初めに、小金井市のごみ収集量実績、過去5年間といたしまして、参考資料3を配付させていただきますので、御覧いただきたいと思います。

施設整備計画の対象としております品目について、各年度の収集量を記載させていただきます。ごみ量に記載の数字につきましては、小金井市が収集しておりますごみの総量でご

ざいます。令和2年度にごみ量が大きく増加をしておりますが、これは、コロナ禍におけますテレワークや外出自粛などにより、家庭で過ごす機会の増加に伴うものと考えております。また、それぞれのごみの令和7年度時点の処理施設を備考欄に記載してございます。

燃やすごみは、浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設で焼却処理した後、焼却灰をエコセメント化してございます。また、燃やさないごみ、粗大ごみ、布につきましては、野川クリーンセンターで積替えを行い、民間処理施設にて処理を行います。今回の案件の資源物処理施設では、プラスチックごみ、ペットボトル、空き缶、びんの処理を行います。施設の処理能力につきましては、令和6年度時点の想定されるごみ量に、施設の稼働日数や月変動を考慮して処理能力を設定してございます。

次に、工事スケジュールについて御説明をさせていただきます。参考資料4を御覧いただきたいと存じます。現在、中間処理場につきましては、解体工事に着手してございます。令和5年4月に解体のほうは完了する予定となっております。並行して、現在、設計を進めてございまして、今回の都市計画審議会の審議を経まして都市計画変更が告示されましたら、今年度中に建築確認の手続を進めてまいります。建築工事につきましては、令和5年5月に着手をいたしまして、コンベアや圧縮機などのプラント工事、外構工事など検査後の修繕なども含めて、令和7年2月まで行う予定でございます。

清掃関連施設では、引渡しの前に、実際にごみを搬入しての試運転や性能試験を行います。今回は、令和7年1月からプラント設備等の試験を行いまして、ごみの搬入については2月頃をめどに調整をしているところでございます。詳細につきましては、今後、市報、ホームページ等で御案内する予定となっておりますので、よろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

【市古会長】 ありがとうございます。それでは、これから、本案件についての質疑を始めたいと思います。沖浦委員、お願いします。

【沖浦委員】 御説明と資料のほう、ありがとうございます。私からは、大きく予定というか今後の工程表等もいただいておりますので、この点について確認をしたいと思います。

まず、今の工程表というのは予定どおりでよろしいかどうか、まず1問目としてお伺いします。

あと2点目として、資源物処理施設の本格稼働というのが、いわゆる令和7年の4月

ということで予定しているということによろしいかどうか。この点です。

最後なんですけれども、大きな視点で、この清掃関連施設の再配置というのが、ここで一旦完了してくるといふ形になりまして、いわゆる完全に完了する日というのか、例えば、今、二枚橋の野川クリーンセンターでプラスチックごみのストックヤード等ありますよね。あそこが資源物処理施設のほうで本格的に処理をしていければ、そこのストックヤードというのは違うものに使えるわけじゃないですか。そういうものがちゃんと使えるようになる時期というのはいつ頃なのか。あと、例えば、この再配置が完了してくるといふことは、蛇の目ミシン工場の清掃関連施設のペットボトル、缶、ここら辺の今、暫定の建物というのが取壊しになると思うんですけれども、ここら辺がすっきりして、次の、これが庁舎の建設予定地になっているので、ここがすっきりする。取壊し等が終わって、次、ここをどう使っても大丈夫ですよという、ある意味、完全移転しましたよと、この再配置が完了しましたよという、その時期というのはいつ頃になるのか、今のところの予定ということでそれぞれお答えいただければと思います。お願いします。

【市古会長】 それでは、事務局お願いいたします。

【鈴木ごみ処理施設担当課長】 ごみ処理施設担当課長でございます。3点御質問いただきました。まず1点目、現行のスケジュールが予定どおりに進んでいるのかどうかということにつきましては、現在、予定どおりに整備は進めさせていただいているという状況になってございます。

それから、本格稼働はいつになるのかということですが、こちらにつきましては、令和7年3月を予定しているところでございます。

それから、本格稼働後の野川クリーンセンターの使用ということになりますけれども、資源物処理施設が出来上がった後は、プラごみが資源物処理施設のほうに移ることになりますので、燃やさないごみと粗大ごみ、それから布が野川のほうで行われるという予定になっておりまして、現在よりも余裕のあるスペースで作業が行えるということになるかと思っております。

それから、現在、庁舎建設予定地にありますペットボトルや缶の処理をしているところになりますが、本格稼働後に、中町の施設につきましては解体を行っていく予定でございます。現在、はっきりとしたところまでは申し上げられませんが、現時点では令和7年度中の解体を目指して準備を進めてまいりたいと考えているところでございます。以上で

す。

【市古会長】 沖浦委員。

【沖浦委員】 ありがとうございます。最後の部分なんですけれども、令和7年度中ということは、一番早いと令和7年の例えば夏ぐらいだったり、遅ければ令和8年の3月ぐらいだったりというのが多分あるんですけれども、どんな形になるんですか。1年間の中のこころ辺というのが予定として何かこう、頭の中にあるのであれば教えていただければと思います。お願いします。

【市古会長】 事務局お願いします。

【鈴木ごみ処理施設担当課長】 ごみ処理施設担当課長です。中町にある施設の解体の具体的な時期ということでございますが、申し訳ございません、まだはっきりと決まっておりますので、決まり次第、お示しはさせていただきたいと考えております。よろしく申し上げます。

【沖浦委員】 了解です。

【市古会長】 そのほか、いかがでしょうか。古畑委員、お願いします。

【古畑委員】 直接、ごみ処理計画の話ではないんですか、この審議会以外のところでも何点か質問させていただいているところなんです、今回の用途地域、第一種住居地域から準工業地域に変更ということで、都道136号と都道248号の交差点の南東の角のところ、これは都市計画線の不整形な四角形のところをセットバックしたという形で準工業地域になっているんですけれども、この不整形な四角形の形も、このごみ施設の一体的な敷地として整備するのか、もしくは区域編入、都道、市道の事務的な手続があるのかもしませんが、ここはバンが今、ごみ施設のところは上がっていますので、一つの案として切下げて、朝夕の歩行者、自転車が非常にこれ、直角の交差点ではございませんので、北東方向からの結構勢いのついた自転車なんかがこのごみ処理施設の歩道に入ってくるという、ちょっと危険な乗り方もよく見受けられますので、ここはぜひ切り下げて、歩道上の形状の施設として、よき用途として供されるべきなのではないかという、これは今、ここにいらっしゃる方ではなくて道路管理部隊の方とも当然協議というふうになりますが、この点について何かお考えがあれば聞いておきたいと思います。以上です。

【市古会長】 では、事務局お願いします。

【田部井都市計画課長】 都市計画課長です。今、委員から御案内いただいたのは、

交差点の南東の角の部分の横断歩道に関わる当該地のしつらえについてということでもよろしいでしょうか。北側道路の歩道のしつらえに対する御質問ということでもよろしいでしょうか。

【古畑委員】 南東の角のところが、ごみ施設の敷地としてではなく、歩道に供されるような形の整備を考えていただけないかということなんですけれども。というのは、北東方向からの新小金井街道の歩道から、このごみ処理施設のところに目掛けて、これが直角であればスピードも落とすんですけども、非常になだらかな角度の交差点ですので非常に危ない形が見受けられるということから、ぜひここは切り下げて歩道上の整備も考えてみたらどうかというのが質問の趣旨でございます。

【田部井都市計画課長】 古畑委員から御質問いただきました。当該の歩道の再整備につきましては、道路管理課へ伝えておりますので、今日、また改めて御意見をいただいたということで伝えてまいりたいと思います。以上です。

【市古会長】 それでは、そのほかいかがでしょうか。五十嵐委員、お願いします。

【五十嵐委員】 1点だけちょっと教えていただきたいんですが、反対の意見がお一人ということで紹介されていますが、必要な施設でもありますし、ここで変更していくのは必要なことだろうと思っております。

今回は結構、地域住民の方とも割と協力的にいろいろお話ができて、スムーズに進んでよかったなと思っているんですが、四つ角のところを災害用の廃棄物にスペースを取るようになっています。そこで暫定的に、ちょっと御紹介ありましたけれども、これから検討していきたいというようなことでしたが、地元の方との協議の中で、例えばそこに対する、こういうものが欲しいみたいな希望みたいなものは何か出ているのかどうなのかということをお話していただきたいと思っておりますし、また、その使い方について、地元の方とこれから討議をする予定とかそういうのがあるのかどうかとか、その辺教えていただいてもよろしいでしょうか。

【市古会長】 事務局、お願いします。

【鈴木ごみ処理施設担当課長】 ごみ処理施設担当課長でございます。地元の方との調整、意見交換のお話でございます。災害時廃棄物の一時保管場所につきまして、今現在、バスケットコートとしての活用を予定しているということで説明があったところでございます。地元の方からは、こういった用途にしてほしいというようなお話は特段いただいて

はおりませんが、お祭りの時期に立ち寄って休憩等できるスペースがあればありがたいと
いったようなお話はいただいているところでございます。

今後におきましても、運営協議会が地元にございますので、そういったところで御意
見等いろいろお聞きしながら進めてまいりたいと考えているところでございます。以上で
す。

【市古会長】 よろしいでしょうか。

【五十嵐委員】 ありがとうございます。

【市古会長】 それでは、宮下委員、お願いします。

【宮下委員】 質問しようかどうかと聞いていたんですが、今ちょうど出まし
たので、ごみ処理場の施設のところで、災害廃棄物の置場のところが今、バスケットコー
トになっていますけれども、この点のところが1点と、あとそれから、先ほどの参考資料
の3というのでごみ処理量の実績というのが過去5年間の結果が出ておりますが、このこ
とで1点、合計2点質問したいと思います。

今の災害廃棄物の置場の件なんですけれども、この素案といいますか、図面が常にイ
ンターネット上にも出ておまして、市内の住民の方で、ここにバスケットボールのコー
トが、半面ですけれども、できるということで大変喜んでいる方もいらっしゃいますので、
そういう意味では非常に期待されているポイントでもあるなというのだけ一応ちょっとお
伝えしておきたいので、その辺のところで、なぜこういうふうにしたのかというような背
景がもしあれば、ちょっと教えていただきたいです。

小金井市内の中学校は5校ありますけれども、5校とも一定の部員数があるクラブ活
動というのは、バスケットボールのクラブがどこの学校にもあると。一定の部員数もいる
というふうな調査結果も議会のほうで出ておまして、それなりのニーズはあるのかなと
いうのは思っておりますけれども、この辺の見解について一応お尋ねしておきたいと思
います。

もう1点は、参考資料3のところで、過去5年間のごみ処理量の実績の変化が出てお
りますけれども、5年間右肩上がりでずっと来ているのが、燃やすごみの欄とペットボト
ル、それから人口、この3つが令和3年に向けて右肩上がりで上がってきているというふ
うにちょっと私は感じたんです。

その中で、資源物処理施設に関連するのはペットボトルのところなんですけれども、

ペットボトルは間違いなく、年度ごとに処理量が上がってきているという状況がございますけれども、今後新しく造る施設は、このペットボトル処理量がまた今後も量的には上がっていくと踏んでいらっしゃると思いますが、それなりのキャパシティーといたしますか、十分対応できるように考えていらっしゃるのかどうか、また、例えば今、ペットボトルは再利用というところで、新しい考え方も社会では浸透してきていると思っておりますが、何かしらのお考えがあればお尋ねしておきたいと思っております。以上2点です。

【市古会長】 それでは、事務局、お願いします。

【鈴木ごみ処理施設担当課長】 ごみ処理施設担当課長です。まず1点目、バスケットコートの検討経過についての御質問でございますが、バスケットコート以外にも、例えばフットサルであるとか、テニスの壁打ちであったりとか、できたらいいなというようなお声はいただいた経過もございます。しかしながら、それらについては、やはりボールが外に飛び出す危険があるというところですか、ゴールも敷地の中に置かなければいけないというところで、それなりの課題がありました。バスケットコートですと、ゴールは場所をとりませんし敷地の面積を極端に圧迫するものでもない。それから、ボールについても一定の大きさがあって、重さがあって、外に飛び出すといったような危険性もあまりないため、バスケットコートが妥当ではないかということで、野川クリーンセンターもそうですけれども、設置をさせていただいていると。

幅広い年齢層の方に野川のバスケットコートを御活用いただいております、非常に地元の方からは好評をいただいているのかなと感じております。

それから、ペットボトル処理について、きちんと今後も対応し得る施設になるのかについての御質問ですが、確かに委員から御指摘ありましたように、年々微増傾向にあると我々は捉えておりますけれども、新しい施設につきましても、適切に処理できるように対応してまいります。

新たな環境問題等については柔軟に適切に対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

【市古会長】 よろしいでしょうか。そうしましたら、遠藤委員、お願いいたします。

【遠藤委員】 2点についてお伺いさせていただきたいと思っております。やはりこの施設は非常に大事な計画変更ということですので、期待を持って見守りたいと思っております。

最初に、バスケットコートについての使い方なんですけれども、二枚橋におけるバス

ケットコートは、現実的に時間とか使い方にある程度の制限が入ると思うんですけども、この点について、やはり同じように時間とか使い方について何か制限があるのかどうかということ、それから、ごみのリサイクルの啓発事業として、見学者のスペースというのをどのように考えていくかということについて、2点についてお伺いいたします。お願いします。

【市古会長】 では、事務局、お願いいたします。

【事務局】 施設係長です。バスケットコートの開放時間につきましては、今、中間処理場の運営協議会といった形で地元の方々とお話しする場ができておりますので、そういった協議会の方々と地元の方々とお話をして、開放する時間というのは話し合っていきたいと考えております。

見学者スペースにつきましても、施設内の各所にカメラなどを設けまして、見学者ホールにモニターを置きまして、各所の状況なども見学者の方々に見ていただける工夫というのを、作業工程を見ていただける工夫というのもする予定でございます。以上でございます。

【遠藤委員】 もう1点質問をお願いしたいんですけども。

【市古会長】 はい、お願いします。

【遠藤委員】 先ほど地域のお祭り等々、イベントにというお話がありました。ここはやはり地元の貫井神社の範囲内でございますので、例大祭のときにみこしの休憩所に今までなっていたということで、恐らくそういう使い方も可能だということよろしいでしょうか。

【市古会長】 お願いします。

【事務局】 御要望として、地元の方々からいただいているところでございますので、今後話し合っただけで検討していきたいと考えております。以上でございます。

【市古会長】 よろしいでしょうか。そのほかいかがでしょうか。邊見委員、お願いします。

【邊見委員】 今回の都市計画で11条の都市施設としてしっかり位置づけるということは都市計画の趣旨になっているだろうと思います。それから、御説明にありましたようにこれまでの基本計画、あるいはマスタープラン、そのほかの経過を見ても、そもそも市民生活にとって必要性ありというものでありますので、今回の都市計画としては妥当で

あるというふうに思います。

あとは、ぜひよりよい施設として整備され、運営されると、この辺も肝要でありますので、そのことをしっかりと求めたいと思います。以上です。

【市古会長】 ありがとうございます。御意見ということで承りたいと思います。そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、御質疑ないようですから、質疑を終了することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【市古会長】 異議がないようですので、質疑を終了いたします。それでは、付議案件について、審議会としての決を採りたいと思います。都市計画審議会条例第7条第3項に、「会議の議事は、出席した委員及び案件に関係する臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる」とあります。採決は挙手により行いたと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【市古会長】 それでは、案件(1)「小金井都市計画ごみ処理場の変更について(付議)」は、案のとおり答申することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

【市古会長】 全員挙手いただいております。よって、案のとおり決定をいたします。

続きまして、案件(2)「小金井都市計画用途地域の変更について(付議)」は、案のとおり答申することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

【市古会長】 こちらも全員賛成の挙手をいただいております。よって、案のとおり決定いたします。以上で本日の付議案件は全て終了ですが、その他事務局から何かございますでしょうか。

【田部井都市計画課長】 今年度の都市計画審議会は以上でございます。ありがとうございました。令和5年度の案件は、生産緑地地区について、用途地域等一斉見直しについて、用途地域等指定方針・指定基準についてなどを予定しておりますので、来年度も引き続きよろしくをお願いいたします。以上です。

【市古会長】 ありがとうございました。それでは、本日の審議は全て終了いたしましたので、都市計画審議会を閉会といたします。本日は円滑な審議に御協力いただきまし

て、どうもありがとうございました。

— 了 —